


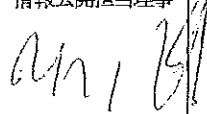


北海道大学原議書

文書発送番号: 第 1-1-5号		文書種別: 発送・供閱・ 伺 ・普通			標識: 極秘・秘・普通		
決裁: 職20年9月4日		発送種別: 電信・書留・速達・普通 小包・使送・部局通知			浄書 月 日		照合 月 日
起案: 職20年8月26日		添付物 および その他			発送 月 日		完結 月 日
浄書扱者:							
総長	局長 	総務部長	広報課長	課長補佐 		起案係長	起案課係名 (情報公開)  (2153)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 情報公開担当理事  </div> 合議課 情報公開・個人情報保護審査委員会委員長					回付課名		回付月日
							月 日
							月 日
							月 日
							月 日
							月 日
							月 日
受信者 (1案) XXXXXXXXXX (2案) 医学研究科長 (3案) 情報公開・個人情報保護審査委員会 委員長				発信者 (1案~2案) 総長 (3案) 情報公開・個人情報保護審査委員会 委員長			
件名 (1案) 法人文書の開示・不開示の決定等について (2案), (3案) 法人文書の開示・不開示の決定等に係る通知書(写)の送付について							
先方の文書発信: 平成 年 月 日 の年月日				先方の書記: 号番号			
上記のことについて別紙のとおり 決 定 してよろしいか伺います。 通 知 七ます。							

(何 い)

法人文書の開示・不開示の決定について

本学に法人文書の開示請求のありました案件について、別紙のとおり開示・不開示の決定（追加）を行い、通知してよろしいか伺います。

開 示 ・ 不 開 示 (案)

請 求 日	請求法人文書名	開示対象法人文書名	担当部局等	量	決 定 日	開示・不開示の判断	不開示とした部分と理由	該当条項
4月30日	(請求文書) ①「過去に北海道大学その他研究機関もしくは行政機関がアイヌの墳墓等を発掘するなどにより収集した副葬品に関する北大が所有し又は所有していた資料データ文書及びこれに関する一切」 ②「①の副葬品の保管に関する書類の一切」	(特定した文書) ①) アイヌ人骨台帳 2) 管理カード 3) (昭和7年, 昭和8年) 北海道帝国大学年鑑 4) 復命書編冊 5) 物品監守證書 6) 札幌農学校所属博物館標本採集日記 ②) 北海道大学総合博物館所蔵アイヌ関係資料	①) 医学研究科 ①) 2) ~ 6) 北方生物圏フィールド科学センター ②) 1) 総合博物館	①) 1) A4判 38枚 ②) 2) A4判 155枚 ①) 3) A4判 6枚 ①) 4) A4判 8枚 ①) 5) A4判 168枚 ①) 6) A4判 11枚 ②) 1) A4判 6枚	5月30日	開示決定等期限の特例適用	【開示決定等期限の特例適用理由】 ①「過去に北海道大学その他の研究機関もしくは行政機関がアイヌの墳墓等を発掘するなどにより収集した副葬品に関する北大が所有し又は所有していた資料データ文書及びこれに関する書類の一切」及び②「①の副葬品の保管に関する書類の一切」に該当する文書については、「上記1」のとおり、文書の特定を行った。 しかしながら、特定した文書は大量であり、複数の部局に跨っていること及び一部に特定した文書に関連する文書の存在が判明したものであることから、その確認・整理作業に時間を要する。 また、開示請求のありました文書は、それぞれ①「～に関する一切」及び②「～に関する書類の一切」となっており、すでに特定を行いました「上記1」の文書の他にも当該文書が存在する可能性もあるため、その確認作業に時間を要する。 よって、事務の遂行に支障が生ずるおそれがあり、法第11条を適用することとした。	法第11条
		(開示文書) ①) アイヌ人骨台帳 2) 管理カード 3) (昭和7年, 昭和8年) 北海道帝国大学年鑑 4) 復命書編冊 5) 物品監守證書 6) 札幌農学校所属博物館標本採集日記	①) 医学研究科 ①) 2) ~ 6) 北方生物圏フィールド科学センター	①) 1) A4判 38枚 ②) 2) A4判 155枚 ③) 3) A4判 6枚 ④) 4) A4判 8枚 ⑤) 5) A4判 168枚 ⑥) 6) A4判 11枚	6月17日	①) 1), 4), 5) 部分開示 ②) 2), 3), 6) 全部開示	【不開示部分】 - 「1) アイヌ人骨台帳」に記載された内容のうち、「氏名」、「居住地」、「発掘地」、「役職名」等、本学医学部の教員を除く個人が特定可能な情報 - 「4) 復命書編冊」に記載された内容のうち、「研究生氏名」の個人が特定可能な情報 - 「5) 物品監守證書」に記載された内容のうち、「供給人(寄附人)住所・氏名」の個人が特定可能な情報 【不開示理由】 - 法第5条第1号(個人情報)に該当することから不開示と決定した。 - 「1. アイヌ人骨台帳」に記載された内容のうち、本学医学部以外の教員氏名については、法第5条第1号ただし書きイ(慣行公情報)及びハ(職務遂行情報)のいずれにも該当しないことから、不開示と決定した。	法第5条第1号(個人情報)

請求月	請求法人文書名	開示対象法人文書名	担当部局等	量	決定月日	開示・不開示の判断	不開示とした部分と理由	該当条項
		<p>(開示文書)</p> <p>① 1) 副葬品の数量と所在(発掘時に収集されたもの) 2) アイヌ副葬品 3) 北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの書簡について」 4) 1980.11.27 学長宛文書(特定団体代表者より) 5) 北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの督促書簡について」 6) 1980.12.12 学長宛文書(特定団体代表者より) 7) 北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの書簡に対する返書について」 8) S55.12.25「海大第3165号」特定団体代表者宛文書(学長名) 9) 北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの書簡に対する返書について」 10) 1981.12.21 学長宛文書(特定団体代表者より) 11) 1982.1.10 学長宛文書(特定団体代表者より) 12) S57.1.21 特定団体代表者宛文書(学長名) 13) S57.2.3 特定団体代表者宛文書(医学部長名) 14) 1982.2.8 医学部長宛文書(特定団体代表者より) 15) 普請工事要求書</p> <p>② 1) 北海道大学総合博物館収蔵アイヌ関係資料 2) 「八雲町アイヌ玉」一覧 3) 北大総合博物館所蔵(医学部より調査のため移動した資料)07-15NO.6 八雲アイヌ玉(画像) 4) ラベル・荷札・メモ等</p>	<p>① 1) ~ 15) 総務部総務課</p> <p>② 1) ~ 4) 総合博物館</p>	<p>① 1) B4判 1枚 2) B5判 1枚 3) B5判 2枚 4) B5判 5枚 5) B5判 2枚 6) B5判 2枚 7) B5判 2枚 8) B4判 1枚 9) B5判 2枚 10) B5判 5枚 11) B4判 2枚</p> <p>② 1) A4判 4枚 2) A4判 1枚 3) A4判 1枚 4) A4判 52枚 A4判 4枚</p>	7月29日	<p>① 1), 3) ~ 14) ② 1), 4) 部分開示</p> <p>① 2), 15) ② 2), 3) 全部開示</p>	<p>【不開示部分】</p> <p>・『① 1) 副葬品の数量と所在(発掘時に収集されたもの)』に記載された内容のうち、「氏名」「役職」等、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)</p> <p>・『③ 北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの書簡について」』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)</p> <p>・『④ 1980.11.27 学長宛文書(特定団体代表者より)』に記載された内容のうち、団体又は個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)</p> <p>・『⑤ 北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの督促書簡について」』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上のものを除く)</p> <p>・『⑥ 1980.12.12 学長宛文書(特定団体代表者より)』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)</p> <p>・『⑦ 北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの書簡に対する返書について」』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)</p> <p>・『⑧ S 55.12.25「海大第3165号」特定団体代表者宛文書(学長名)』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上のものを除く)</p> <p>・『⑨ 北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの書簡に対する返書について」』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)</p> <p>・『⑩ 1981.12.21 学長宛文書(特定団体代表者より)』に記載された内容のうち、団体又は個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)</p> <p>・『⑪ 1982.1.10 学長宛文書(特定団体代表者より)』に記載された内容のうち、団体又は個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)</p> <p>・『⑫ S57.1.21 特定団体代表者宛文書(学長名)』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)</p> <p>・『⑬ S57.2.3 特定団体代表者宛文書(医学部長名)』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)</p> <p>・『⑭ 1982.2.8 医学部長宛文書(特定団体代表者より)』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上及び本学が公としている情報を除く)</p> <p>・『⑯ 1) 北海道大学総合博物館収蔵アイヌ関係資料』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報</p> <p>・『⑰ 4) ラベル・荷札・メモ等』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報</p>	<p>法第5条第1号 (個人情報)</p> <p>法第5条第2号 (法人等情報)</p>

請求 月日	請求法人文書名	開示対象法人文書名	担当部局等	量	決 定 月 日	開示・不開示 の判断	不開示とした部分と理由	該当条項
							<p>【不開示理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第5条第1号（個人情報）に該当し、法第5条第1号ただし書きイ（慣行公情報）及びハ（職務遂行情報）のいずれにも該当しないことから、不開示と決定した。 ・法第5条第2号（法人等情報）に該当し、特定団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがないとまで、断定できないことから、不開示と決定した。 	
		<p>（開示文書）</p> <p>①1) アイヌ民族人体骨発掘台帳 ㊦</p>	総務部総務課	A3判 32枚	月 日	部分開示	<p>【不開示部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「氏名」、「居住地」、「発掘地」、「役職名」等、本学医学部の教員を除く個人が特定可能な情報 <p>【不開示理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第5条第1号（個人情報）に該当し、法第5条第1号ただし書きイ（慣行公情報）及びハ（職務遂行情報）のいずれにも該当しないことから、不開示と決定した。 	法第5条第1号 （個人情報）

法人文書開示決定通知書

様

国立大学法人
北海道大学総長 佐伯 浩

平成20年4月30日付けで開示請求のあった法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、追加して開示することと決定したので通知します。

ただし、平成20年6月17日付け海大第1-1-3号「法人文書開示決定通知書」及び平成20年7月29日付け海大第1-1-4号「法人文書開示決定通知書」にて通知した法人文書を除きます。

記

1 開示する法人文書の名称

①「過去に北海道大学その他研究機関もしくは行政機関がアイヌの墳墓等を発掘するなどにより収集した副葬品に関する北大が所有し又は所有していた資料データ文書及びこれに関する一切」

・アイヌ民族人体骨発掘台帳 (写)

※平成20年 月 日付け海大第521-2号「法人文書開示決定通知書」にて通知した「アイヌ民族人体骨発掘台帳 (写)」と同一の文書です。

2 不開示とした部分とその理由

【不開示部分】

・「アイヌ民族人体骨発掘台帳 (写)」に記載された内容のうち、「氏名」、「居住地」、「発掘地」、「役職名」等、本学医学部の教員を除く個人が特定可能な情報

【不開示理由】

・法第5条第1号（個人情報）に該当し、法第5条第1号ただし書きイ（慣行公情報）及びハ（職務遂行情報）のいずれにも該当しないことから、不開示と決定いたしました。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
・アイヌ民族人体骨発掘台帳 (写) A3判 32枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円	320円

(2) 大学において開示を実施することができる日時、場所

日：平成20年9月16日から9月16日まで（土・日・祝祭日を除く。）

時：10時から17時まで（昼休み（12時から13時）を除く。）

場所：事務局1階情報公開室（札幌市北区北8条西5丁目）

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「法人文書の開示の実施方法等申出書」の提出があった日から7日後までに発送可能

郵送料（見込み額）：390円（定形外、普通）

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道大学総長に対して異議申立てをすることができます。

* 担当 国立大学法人北海道大学総務部広報課情報公開担当
〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目（電話：011-706-2153）

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項を記載の上、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

大学における開示の実施を選択される場合は、3(2)「大学において開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の5日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、現金書留又は銀行振込にて下記口座にお振込みいただき、銀行振込の場合には「振込み領収書」を別添「法人文書の開示の実施方法等申出書」に添付して郵送ください。また、現金書留の場合は別便にて「法人文書の開示の実施方法等申出書」を郵送願います。

なお、直接大学の窓口において現金で納付することもできます。

銀行名	北洋銀行 北七条支店
口座種別	普通口座
口座番号	3747485
口座名義	北海道大学

3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道大学総長に対して異議申立てをすることができます。

4 開示の実施について

大学における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、本学に来られる際に、「法人文書開示決定通知書」をご持参ください。

5 担当

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、総務部広報課情報公開担当までお問い合わせください。

平成 年 月 日

法人文書の開示の実施方法等申出書

国立大学法人北海道大学総長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

文書番号： 海大第1-1-5号
日 付： 平成20年 月 日

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
・アイヌ民族人体骨殖掘台帳(写)	A3判文書 32枚	1 閲覧	①全部 ②一部()
		2 複写機により複写したものの交付	①全部 ②一部()

3 大学において開示の実施を希望する場合、その希望日

4 「写しの送付」の希望の有無 (有 無 : 同封する郵便切手の額 円)

開示実施手数料 _____ 円

* 担 当 国立大学法人北海道大学総務部広報課情報公開担当
〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目 (電話：011-706-2153)

事 務 連 絡
平成20年 月 日

様

北海道大学総務部広報課
情報公開担当 係長 高 畑 範 昭
(TEL:011-706-2153)

法人文書開示の実施手数料について

法人文書の開示実施手数料は説明事項にありますとおり、1法人文書につき、300円までは無料となりますが、既に控除の上、開示を実施しておりますので、今回は、適用となりません。

したがって、今回、開示決定を行いました法人文書について、開示請求書で希望された「写しの交付」にて開示を実施する場合の開示実施手数料は、

アイヌ民族人体骨発掘台帳(写) : 320円 となります。

恐れ入りますが、別紙「法人文書の開示の実施方法等申出書」に氏名・住所等、必要事項を記入の上、提出(郵送又は持参)願います。

また、当該文書(写)の全てを郵送する場合は、郵送料として390円(定形外・普通)を要しますので、郵送料(郵便切手)を併せて送付願います。

平成20年 月 日

医学研究科長 殿

総 長

法人文書の開示・不開示の決定等に係る通知書（写）
の送付について

平成20年4月30日受付けで開示請求のありました貴研究科関連の法人文書開示請求
案件について、別紙(写)のとおり、開示決定(追加)を行いましたので、お知らせします。

平成20年 月 日

情報公開・個人情報保護審査委員会
委 員 各位

情報公開・個人情報保護審査委員会
委員長 岡 田 信 弘

法人文書の開示・不開示の決定等に係る通知書（写）
の送付について

平成20年4月30日受付で開示請求があり、第7回本審査委員会等でご審議いただいた案件について、別紙(写)のとおり開示・不開示決定を行い、開示請求者に通知しましたので、お知らせします。